

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定通所支援の事業の廃止の届出
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 〃

障害福祉課

〃

会計課

〃

県民生活交通課

目次

担当課（室）

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

◎岡山県告示第十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十九年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つばめキッズ 広江教室

2 所在地

倉敷市広江二丁目五―三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

F a p h株式会社

2 主たる事務所の所在地

倉敷市酒津二六九一

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇五六八

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アダージョ

2 所在地

倉敷市東富井八〇三―九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ドリスピ

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区田中一四五―一〇一

3 指定年月日

平成二十八年十月一日

4 事業所番号

三三五〇二〇〇五七六

5 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま津山沼事業所

2 所在地

津山市沼四五〇番地 タウニーハイツB棟二〇一号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ミツバファクトリー

2 主たる事務所の所在地

倉敷市松島一―三〇番地の一

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇一三七

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスといろ

2 所在地

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

瀬戸内市邑久町山田庄五四一―八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社こすもす

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区四御神一二九―六

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 事業所番号

三三五―二〇〇〇四七

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま 山陽事業所

2 所在地

赤磐市山陽三丁目二番九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社アソシエ

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区野田三丁目一三番三七号

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 事業所番号

三三五―三〇〇〇六〇

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

旭川荘真庭地域センターさくら

2 所在地

真庭市湯原温泉四四二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 事業所番号

三三五一四〇〇一九

五 事業の種類別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ピタゴラス放課後 真庭

2 所在地

真庭市久世二六六九番地四 名越旅館南館

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ピタゴラス

2 主たる事務所の所在地

真庭市久世二六六九番地四

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 事業所番号

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

三三五一四〇〇二七

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

スロースマイル

2 所在地

倉敷市玉島三〇一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社健康福祉サポート

2 主たる事務所の所在地

岡山市東区西大寺浜六〇二一七

三 指定年月日

平成二十八年十一月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇五八四

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

東総社放課後等デイサービスにここ

2 所在地

総社市福井二〇八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ヒューマントレジャー

2 主たる事務所の所在地

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

倉敷市浜ノ茶屋一―六一二

三 指定年月日

平成二十八年十二月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇一三六

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

◎岡山県告示第十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさまKids久米南事業所

2 所在地

久米郡久米南町下弓削四四六一三 プレリユード久米南A棟

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社フリースタイルエンターテインメント

2 主たる事務所の所在地

倉敷市有城五三二番地一

三 廃止年月日

平成二十八年九月三十日

四 事業所番号

三三五三八〇〇二六

五 事業の種類別

児童発達支援

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

◎岡山県告示第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十九年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援事業所オアシス

2 所在地

玉野市宇野四丁目一〇番一〇号 三階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人円い空

2 主たる事務所の所在地

玉野市宇野一丁目八番八号

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四三一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ルネサンス

2 所在地

玉野市八浜町八浜一三三〇一二〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成29年1月10日 岡山県公報 第11853号

合同会社ルネサンスケア

2 主たる事務所の所在地

玉野市八浜町八浜一二三七番地一九

3 指定年月日

平成二十八年十二月一日

4 事業所番号

三三一〇四〇〇二四一

5 サービスの種類

重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護ステーションなな

2 所在地

美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人シルバーライフサポートもも

2 主たる事務所の所在地

美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇一号

三 指定年月日

平成二十八年十二月一日

四 事業所番号

三三一一五〇〇一四八

五 サービスの種類

重度訪問介護、同行援護

◎岡山県告示第十三号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十八年十二月三十一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十九年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡山市北区駅元町二三一 一二
売 り さ ば き 場 所	名称及び代表者 の氏名	岡山県建設労働組合 執行委員長 木下 敏彦
岡山市北区駅元町二三一一二		

〔八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人くらしき放課後児童クラブ支援センター

三 代表者の氏名

齋藤武次郎

四 主たる事務所の所在地

倉敷市中島七六〇番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県内を中心に放課後児童健全育成事業団体（以下「放課後児童クラブ」という。）に対し、地方公共団体をはじめ各種団体との相互の連携・協働関係の創出を図りながら、健全な放課後児童クラブの運営及びその職員等関係者の資質の向上と安定的な雇用の確保並びにこれらの支援を行うことで、児童及びその家族の豊かで健やかな放課後活動、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

〔九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十九年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Anneの家

三 代表者の氏名

松本 芳也

四 主たる事務所の所在地

津山市下横野八二二番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、社会的養護を必要とする家庭に恵まれない子ども達に対して、これに代わる家庭を与え親としての愛情と誠意をもって養育にあたり、教育と技能の習得の機会を与える事に関する事業を行い、地域社会での里親制度の理解増進などに取り組み、子ども達が健やかに成長し自立する権利を保障する社会づくりに寄与することを目的とする。